TEL 0 3 (6 4 0 2 ) 9 5 5 5 FAX 0 3 (6 4 0 2 ) 9 5 5 6

URL <a href="http://www.kojimaz.jp">http://www.kojimaz.jp</a>
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

#### 成年年齢が 18 歳になる場合の税務上の影響

○ 令和4年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。この法改正に伴い、税務上どのような影響があるのでしょうか?

解說

成年年齢の引き下げに伴い、税務上様々な影響があります。

#### 1. 影響を与える項目

暦年贈与の税率	特例贈与(受贈者が父母や祖父母から受け取る贈与)の場合、18歳
	以上の受贈者であれば適用可能
未成年者控除	相続人が未成年者の場合 18 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円
	を相続税額から控除
相続時精算課税	受贈者が 18 歳以上の子や孫であれば適用可能
住宅取得資金の贈	受贈者が 18 歳以上の子や孫であれば適用可能
与の特例	
結婚子育て資金の	受贈者が 18 歳以上 50 歳未満の子や孫であれば適用可能
贈与	
事業承継税制	後継者が 18 歳以上であれば適用可能
遺産分割協議	相続人等が 18 歳以上であれば遺産分割協議への参加が可能

### 2. すでに 18 歳以上 20 歳未満の場合

令和4年4月1日時点で18歳以上20歳未満の方は4月1日に成年に達することとなります。

## 要するに…

令和4年4月1日から成年年齢が引下げられ、様々な影響があります。もちろん税務上のだけではなく、いろいろな場面で影響が出ますので、一つずつ慎重に対応していくことが肝心です。